

労働安全衛生法に基づく特別教育の御案内

ロープ高所作業従事者特別教育

労働安全衛生規則 第36条第40号

(社)全国登録教習機関協会会員 北海道労働局登録教習機関 キャタピラー教習所(株) 北海道教習センター

〒004-0802 札幌市清田区里塚2条6-3-5 TEL:(011)795-7022 FAX:(011)795-6908

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

作業箇所からロープを吊るし、そのロープにより身体を保持しながら作業を行う、いわゆる「ブラウ作業」がビルメンテナンス業や建設業で行われていますが、これら作業においてロープが切れる等による災害が発生しており、法面作業においてはロープが切れる、解ける等のほかロープと安全帯の接続を外した事に起因する墜落災害も報告されているのが事実です、

これら災害の低減を目的とし当該作業に従事する者に対して特別の教育を実施することを事業者にも義務付け、これが平成28年7月1日施行とされました。

この度、当該作業に従事する者を対象とした『ロープ高所作業従事者特別教育』を下記日程にて開催致しますので御案内申し上げます。

敬具

1、開催日時	令和7年2月11日(火) 09:00~17:00		
2、開催場所	〒072-0803 美唄市東明1条1丁目2-1 (社)美唄地域人材開発センター		
3、案内	学 科	・ロープ高所作業に関する知識	1時間
		・メイプル等に関する知識	1時間
		・労働災害の防止に関する知識	1時間
		・関係法令	1時間
	実 技	・ロープ高所作業の方法(墜落災害防止・安全帯、安全帯取扱)	2時間
		・メイプル等の点検	1時間
		合計	7時間
4、受講料金	18,000円/人(テキスト代・消費税含む)。 令和7年1月27日(月)までに下記口座に振り込みをお願い致します。 北海道銀行 美しが丘出張所 普通預金 No.:0206555 キャタピラー教習所(株) (振込み手数料につきましては貴社にて御負担をお願い致します)		
5、申込書	別紙申込書の所定欄に本人自筆にて氏名等の必要事項を記入され、写真1枚を所定欄に貼付けて下記期限まで弊社へまで送付して下さい。 ※普通紙、加工紙、着帽、背景付写真は御使用になれませんので御注意下さい。		
6、申込期限	令和7年1月27日(月) 申込書本紙 弊教習センター到着		
7、持参品	筆記用具、昼食、実技では作業服の着装で参加下さい(ヘルメット・皮手は個人持参でも可)。		
8、その他	申込書と一緒に『自動車運転免許証』(裏表)の写しを添付して下さい。		

以上